

平成 23 年 2 月 2 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 23 年 2 月 2 日（水） 午後 3 時 30 分				
場 所	教育委員会室				
開 会	午後 3 時 30 分				
閉 会	午後 4 時 25 分				
出席委員					
委 員 長	高 木 新 太 郎				
委 員	横 井 利 男				
委 員	鈴 木 み ゆ き				
委 員	雁 部 隆 治				
教 育 長	久 保 孝 之				
説明のために出席した職員					
教育委員会事務局次長	小 暮 眞 人				
庶 務 課 長	後 藤 隆 宏				
学 務 課 長	藤 田 悟 夫				
指 導 室 長	仁 王 紀 夫				
すみだ教育研究所長	須 藤 浩 司				
生涯学習課長	金 子 し の ぶ				
スポーツ振興課長	宮 本 知 幸				
あずま図書館長	渡 邊 久 尚				

2 会議の概要

○高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は鈴木委員にお願いいたします。

（平成 23 年 1 月 12 日教育委員会会議録確認）

○高木委員長 秘密会の会議録の扱いについてですが、ある一定の期間を過ぎたら公開にするという形をとるなど、教育委員会の議決事項にしたいと思っておりますがいかがでしょう。

○**横井委員** 人事に関する会議録の閲覧を請求された場合は、非公開になるのですか。非公開にしたほうがいいと思うのですが、このような請求があった場合に公開するのか、非公開にするのか何か条件はありますか。

○**次長** 教育委員会の記録については、委員会で公開または非公開について決定します。その基準というのが個人情報保護法などです。そして情報公開請求があると、それぞれの主管課が収受し、公開しない要件に手続き上なっているので、非公開と判断します。ただ、非公開の決定に対して不服申し立てがあった場合、情報公開の審議会にかけ、教育委員会の定例会で非公開とした決定がいいかどうか審査されます。

○**高木委員長** 現状では非公開になるのですね。わかりました、秘密会についても今後考えたいと思います。

では、議事に入る前に本日の教育委員会の非公開について、お諮りしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項で、教育委員会は公開すると規程されていますが、同項の但し書きの規程により人事に関する事件その他の事件について委員長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができることになっています。本日は議決事項3件及び報告事項3件を予定していますが、この議決事項第3議案第13号「すみだ教室講師退任に伴う感謝状の贈呈について」は人事に関する事件その他の事件に該当しますので、当該議決については非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**高木委員長** それではご異議が無いものと認め議決事項第3議案第13号「すみだ教室講師退任に伴う感謝状の贈呈について」は非公開にすることに決定します。なお、議事の都合により適宜教育委員会を閉じ休憩をしたいと思いますので、ご了承ください。

議決事項第1

議案第11号「平成22年度墨田区一般会計補正予算（第5号）案に関する意見の聴取について」の案件を上程し、庶務課長とあずま図書館長が説明する。

○**高木委員長** 何かご質問はありますか。

○**雁部委員** 6ページの学校給食の減額というのは、具体的にどういったものですか。

○**学務課長** 基本的には委託料の差額が出たということです。それから、特色のある給食を提供したときに学校に補助金を出しています。各校3回を予算化していましたので、回数が少なかったりすると、剰余金が出てしまいます。

○**高木委員長** 補正予算が約6億円近く減額と金額が大きいですが、予算立てする時に精査されているんですね。

○**庶務課長** 一般的に工事費用などは予定の見積額、入札額が大幅に下がるようなことがありまして、契約落差が大きく出る場合が多々あります。

○**高木委員長** しかし軒並み減額していますね。

○**庶務課長** 一つの事業費は小さくても、積み重ねると大きい金額になってしまいます。

○**高木委員長** 毎年このような状況なのですか。

○**庶務課長** 昨年はもっと減額がありました。教育費は区全体予算の12～13%ですので、それなりに剰余額が出てしまいます。

○**教育長** これは総額百二十数億円の内の6億円ですから、総額の約5%です。この5%を大きいと見るか小さいと見るかだと思います。公の予算の組み方の問題として、一つ一つの費用をかなり細かい項目ごとに積み重ねて、予算立てしていくのですが、執行の時もその項目ごとに執行します。そして、そのお金は別のところに簡単に流用できない仕組みになっていて、端数が出た時にそれを他のものに流用するなどの調整が利かないものですから、どうしても端数が貯まっていってしまいます。

○**庶務課長** また、予算の執行について、配当保留という執行統制がかけられているものがあって、そういう部分も最後に減額補正することになります。

○**横井委員** 今年度はこれでいいと思います。ただ、例えば5ページの学校教材充実経費やICT化推進事業費がかなり余っていますが、こういう補正予算で余りがでたものを、追加で学校に予算を充てるなど配慮してはいただけないのですか。

○**次長** 認められた予算を予算どおり使い、執行残が出ないというのが前提です。ただ、最後に予算を使いきっていない学校には確認し、その結果としてお金が残ったということになります。

○**高木委員長** 同じ費目の中だったら、融通を利かせてもいいのではないですか。

○**次長** 予算というのは、たとえ費目が同じでも事業毎に承認されているので、それを簡単に流用するというのは難しいのです。

○**高木委員長** 仮にある費目で毎年減額補正していると、予算は減らされてしまうのですか。

○**教育長** 毎年かなりの額が残っていれば、積算が甘いのではと言われ減額されてしまいます。

○**次長** 今の財政状況で税収が不足することが見込まれていますので、執行残があれば他に使わず残すように指示があります。年度末に減額補正された分は来年度の一般財源予算に繰越されます。

○**高木委員長** それでは、議決事項第1、議案第11号「平成22年度墨田区一般会計補正予算（第5号）案に関する意見の聴取について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第12号「学校施設使用条例施行規則の一部改正について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

○**高木委員長** それでは、議決事項第2、議案第12号「学校施設使用条例施行規則の一部改正について」原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

（秘密会）

○**高木委員長** 秘密会を解除いたしますので、ただいまから教育委員会を再開いたします。

報告事項第 1

インフルエンザの発生状況について資料 1 のとおり学務課長が説明する。

○高木委員長 報告承りました。

報告事項第 2

第 3 次墨田区生涯学習推進計画策定について資料 2 のとおり生涯学習課長が説明する。

○高木委員長 この 10 年間の「まなびプラン」について、どういう成果があったのか教えてください。

○生涯学習課長 現在まとめている段階です。

○高木委員長 それがまとめ終わった後に、今お話のあった第 2 次の「まなびプラン」が企画されるのですね。それでは報告承りました。

報告事項第 3

すみだ生涯学習センターの臨時休館について資料 3 のとおり生涯学習課長が説明する。

○高木委員長 報告承りました。以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了しました。これで教育委員会を閉会します。